

平成 20 年第 3 回臨時会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 20 年 10 月 23 日（木曜日）

平成 20 年第 3 回臨時会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 20 年 10 月 23 日 (木曜日) 午前 11 時 01 分開会

議事日程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 平成 20 年度富良野市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 4 議案第 2 号 富良野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 意見案第 1 号 北海道の活性化を図るための地方分権改革の推進に関する意見書

出席議員 (18 名)

議 長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	17 番	日 里 雅 至 君
	1 番	佐 々 木 優 君		2 番	宮 田 均 君
	3 番	広 瀬 寛 人 君		4 番	大 栗 民 江 君
	5 番	千 葉 健 一 君		6 番	今 利 一 君
	7 番	横 山 久 仁 雄 君		8 番	岡 本 俊 君
	9 番	穴 戸 義 美 君		10 番	大 橋 秀 行 君
	11 番	覚 幸 伸 夫 君		12 番	天 日 公 子 君
	13 番	東 海 林 孝 司 君		14 番	岡 野 孝 則 君
	15 番	菊 地 敏 紀 君		16 番	東 海 林 剛 君

欠席議員 (0 名)

説 明 員

市 長	能 登 芳 昭 君	副 市 長	石 井 隆 君
総 務 部 長	細 川 一 美 君	保 健 福 祉 部 長	高 野 知 一 君
経 済 部 長	石 田 博 君	建 設 水 道 部 長	岩 鼻 勉 君
看 護 専 門 学 校 長	登 尾 公 子 君	保 健 福 祉 部 参 事 監	中 田 芳 治 君
総 務 課 長	松 本 博 明 君	財 政 課 長	清 水 康 博 君
企 画 振 興 課 長	鎌 田 忠 男 君		
教 育 委 員 会 教 育 長	宇 佐 見 正 光 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長	杉 浦 重 信 君

農業委員会会長 藤野昭治君
監査委員 松浦惺君
公平委員会委員長 島強君
選挙管理委員会委員長 藤田稔君

農業委員会事務局長 大西克男君
監査委員事務局長 中村勇君
公平委員会事務局長 中村勇君
選挙管理委員会事務局長 古東英彦君

事務局出席職員

事務局 長 藤原良一君
書 記 日向稔君
書 記 渡辺希美君

書 記 鵜飼祐治君
書 記 大津諭君

午前11時01分 開会
(出席議員数18名)

開 会 宣 告

議長(北猛俊君) これより本日をもって招集されました平成20年第3回富良野市議会臨時会を開会いたします。

開 議 宣 告

議長(北猛俊君) 直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(北猛俊君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第119条の規定により

岡 本 俊 君
穴 戸 義 美 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

議長(北猛俊君) 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長藤原良一君。

事務局長(藤原良一君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

本臨時会に市長より提出のありました議案第1号及び第2号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

次に、議会側提出事件、意見案1件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおりでございます。

次に、本臨時会に出席を求めた説明員及び通知のあった説明員等につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

本日の議事日程につきましてもお手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

議長(北猛俊君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願

います。

議会運営委員長岡本俊君。

議会運営委員長(岡本俊君) -登壇-

議会運営委員会より、本日をもって招集されました平成20年第3回臨時会が開催されるに当たりまして、本日委員会を開き、運営について協議いたしました結果について、御報告申し上げます。

本臨時会に提出されました事件数は3件でございます。市長よりの提出案件は2件で、その内訳は予算1件、条例1件でございます。

事件外として市長の行政報告がございます。

議会側提出案件は1件で、意見案でございます。

委員会では、会期を本日1日間とし、案件の審議を願うことで意見の一致をみております。

よろしく御協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会からの報告を終わります。

議長(北猛俊君) お諮りいたします

ただいま委員長より報告のとおり、本臨時会を運営し、会期は本日1日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よってただいまお諮りのとおり決しました。

行 政 報 告

議長(北猛俊君) この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) -登壇-

行政報告をいたします。

職員の懲戒処分についてであります。

地方公務員法第29条第1項及び富良野市職員懲戒処分等に関する規程第5条第1項の規定に基づき、平成20年10月1日付をもって、職員1名の懲戒処分を行ったところであります。

懲戒処分の内容につきましては、服務、業務処理違反により、戒告処分としたところであります。

処分につきましては、下記のとおりでございます。

以上であります。

議長(北猛俊君) 以上で市長の行政報告を終わります。

日程第3

議案第1号 平成20年度富良野市一般会計補正予算(第6号)

議長(北猛俊君) 日程第3、議案第1号、平成20年

…、もとえ、平成 20 年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

議案第 1 号、平成 20 年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました、富良野市一般会計補正予算第 6 号は、歳入歳出それぞれ 276 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、107 億 1,014 万 9,000 円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

6、7 ページ下段でございます。

三款民生費は、児童扶養手当支給費で、276 万 4,000 円の追加でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます

同じく 6、7 ページ上段でございます。

一款市税は、固定資産税の償価、償却資産分で、184 万 3,000 円の追加でございます。

十五款国庫支出金は、児童扶養手当支給費負担金で 92 万 1,000 円の追加でございます。

以上、平成 20 年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます

議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4

議案第 2 号 富良野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第 4、議案第 2 号、富良野市後期高齢、高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

議案第 2 号、富良野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、保険料の督促並びに普通徴収にかかる保険料の納期、延滞金徴収に関する文言整理及び附則の 4 点について改正しようとするものでございます。

1 点目でございます。保険料の督促については、本市の介護保険条例並びに国民健康保険条例との整合性を図り、明文化する必要があると判断することから、督促条項を追加しようとするものでございます。

2 点目、保険料の普通徴収の納期については、本市の介護保険条例並びに国民健康保険条例と同様に、7 月の納期の初日を 1 日から 10 日に改正しようとするものでございます。

3 点目、延滞金につきましては、延滞金額に 100 円未満の端数が生じた場合や延滞金額が 1,000 円未満である場合について、その全額を納付不要とする文言整理でございます。

4 点目、附則の改正につきましては、平成 20 年度における、被扶養者であった被保険者にかかる普通徴収の方法によって徴収する保険料の最初の期別について、第 4 条第 1 項の期割りとあわせ、第 4 期から第 8 期までとする改正でございます。

なお、条例の施行日は公布の日からとしようとするものでございます。

以上よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） はい。

未納になった部分を督促するっていうのは、ごく一般的に当然のことだっていうふうには思いますけれども、ただその後の対応ということでは非常に、いつも言ってることですが、高齢者の皆さんの大変な暮らしを考えると、本当にきめ細かな対応が必要だというふうに思うわけです。

そういう意味で、次の 5 条ですね、今度変りまして 6 条になりますけれども、延滞金のことについて記入、書かれております。

14.6%の延滞金額を合わせて納めなければならないというふうになってるんですけども、その 1 番最後の 3 項には、市長は特別な理由があると認めるときは、第 1 項、今言った延滞金を免除することができるというふうになっているんですけども、この辺のところを条文ではこういうふうを書いてあるんですけども、具体的にはどのようなお考え、具体的にはどのような方法でこれを判断されるのかお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部参事監中田芳治君。

保健福祉部参事監（中田芳治君） ただいまの佐々木議員の質問にお答えいたしますけれども、延滞金の金額によって、これは左右するものというふうに考えております。

いま後期高齢につきましては基本的に減免、それから正規の形でかかる金額もございますけれども、年数あるいは期別、それぞれの滞納によって、この延滞金の金額というのは大きく左右してまいります。

今現在、実施している部分につきましては、7月から基本的に普通徴収の部分が始まっておりまして、7月、8月、9月という普通徴収の中で、基本的に滞納という部分が、現在発生しているところでありますけれども、14.5%、これを日にちで割りますと今提案しております1,000円未満あるいは100円未満の端数の部分となっておりますので、これについては、基本的には、現在、取っていないということが現状でございます。ということで御理解をいただきたいと思っております。

失礼いたしました。特別な理由、市長が認める特別な理由ということでございますけれども、これは実態的な生活の状況ですとか、個人が支払うに当たって、全体的なものを考察しながら、その辺を判断していくというふうに考えてございます。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1番佐々木優君。

1番（佐々木優君） 先ほど質問したとおり、いろんな二千数百人の方が対象になると思うんですけども、その中にはいろんな家庭だとか、状況があると思うんですね。

それを一つ一つ調べるというのは、それは大変なことではありますけれども、でも、そういう対応が、今本当に必要だというふうに思っているわけです。

だから、もう少し今言った基本的な考え方はわかりますけれども、例えば、もう少し具体的に話していただければありがたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部参事監中田芳治君。

保健福祉部参事監（中田芳治君） お答えいたします。

現実的に、それではどうなっているのかという部分でお答えをしたいと思います。

今、いろんな総合的に判断してという部分もございまして、例えば、その督促を出した中で、滞納が続いていたり、これは他の部分も一緒でございますけれども、払う側の一つ誠意というものも一つはございます。

その中で例えば分割納付ですとか、そういったものを確約していただける。

これは100円でも、500円でも、1,000円でもありますけれども、そういう場合には延滞金をかけていないとい

うところが実態でございます。

以上です。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時18分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前の佐々木優君の質問に対して補足答弁を願います。

保健福祉部参事監中田芳治君。

保健福祉部参事監（中田芳治君） 先ほどの市長が特に認める者という部分で、少し補足をさせていただきたいと思っております。

これは、いろんなケースがございますけれども、一つは、天災ですとか、あるいは災害、あるいは疾病によって長期入院しています。あるいは、例えば長期旅行ですとか、何らかの理由によって納付書が届いているけれども本人が確認ができていなかった。そのために期日までに納めることができなかった。こういうケースも実はございます。

こういった部分につきましては、十分その辺を理解しながら、ほかの督促をいったお客様もおりますけれども、相談なり、そういったものを含めて、また現実上は延滞金を取っていないというのが現状でございます。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終ります。

討論を省略いたします。

本件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第5

意見案第1号 北海道の活性化を図るための地方分権改革の推進に関する意見書

議長（北猛俊君） 日程第5、意見案第1号、北海道の活性化を図るための地方分権改革の推進に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） -登壇-

意見書。北海道の活性化を図るための地方分権改革の推進に関する意見書でございます。

菊地議員ほか5名の賛同を得て提出するものでございます。

地方分権改...、地方分権改革推進委員会は、本年8月の中間報告を経て、秋にも第2次勧告を取りまとめる予定であり、国の出先機関の見直し議論は山場を迎えることとなっております。

この間、富良野市としても、市民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現するという、分権本来の目的を達成するために、第2次地方分権改革推...、改革推進の立場をとってきたところであります。

現在、北海道開発局に関するさまざまな議論が行われておりますが、これまで6期にわたる北海道総合開発に基づき、北海道を日本を代表する食料基地へと発展させてきた、中枢の機関であり、依然低迷している北海道経済や道路、河川など管理及び防災体制を初め、おこなっている社会基盤の面からも与える影響が極めて大きく、慎重な検討が必要と考えております。

よって国においては、北海道や市町村の意見を十分に受けとめながら、地域主権型社会の実現に向けた真の改革となるよう、下記の事項について強く要望するものでございます。

記として3点ございます。

御一読のほど、よろしくお願ひ申し上げまして、皆様の御賛同をいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） はい、この意見書の中身についてはですね、非常に現在のですね、北海道の経済の低迷、そして地方の、この経済の活性化のための非常にですね、意見として理解するところではありますが、一つ、その記の中の3番のですね、ここの、北海道開発局のあり方についてということの文面とですね、最後のですね、北海道開発局じゃなくて、これは北海道開発という枠の中で、北海道開発の基本枠組みを維持することということで書いてございます。

こころへんで北海道開発局と北海道開発と分けてあるというのは、結局は、北海道開発局ではなくて、北海道の開発として、この基本枠組みを維持することということで理解してもよろしいのでしょうか。

そこら辺をお聞きしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁を願ひます。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） -登壇-

ただいまの御質問に答弁いたします。

宮田議員が言われたとおり、今回、今回の意見書はですね、北海道の活性化を図るため、そのために地方分権の改革が必要であるということが願ひでございます。

その中におきまして、開発局と開発...、北海道開発ということの御指摘でございますが、北海道開発は、ということにしましては、これは北海道の特例だとか、逆に言えば、これは補助率の問題であります。

北海道は特別に特例枠がございまして、他の府県より国の補助率は高いわけでございます。

同時にですね、一括計上という、予算の一括計上という部分がございますが、これは北海道の開発局の部分に入りますが、これは北海道が予算計上するに当たって、開発局がまとめて国との窓口になっているという現状がございます。

これらを含めて、北海道のですね、開発、むしろこの開発というベースであって北海道開発局が形成されているということでございますので、開発局のですね、基本的な方向性を北海道開発ということで目的としております。

しかし、私たちの今考えているのは、先ほど言ったように北海道の活性化を図るためには基本的には地方分権が必要だと。しかし、まだ現在、この北海道の、この開発局が、北海道開発がですね、急に路線変更されることによって、与える影響は非常に大きいということがございますので、より慎重に進めていっていただきたいということでもあります。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 今ですね、お答えいただきました。

今言ったのは、簡潔にお聞きしますとですね、北海道開発局の、北海道開発局の堅持ではなく、今の組織の堅持ではなくて、この中でいきますと慎重な行政改革を行っていくと、これから行政改革を行うと、それも慎重にやっていくんだという方向で明示してあると理解しております。

そして、この北海道開発局をしたら、北海道開発という言葉、北海道の開発、そして僕も認めているわけですが、ここの部分で、北海道開発局自体も、今の、この内容でいくと基本的枠組みとして、維持するということの、今の答弁だったんでしょか。

それとも、これは、前文にもありますように、北海道開発局というのは、徐々にかいたくすべし、しかし北海道開発としての、この予算、今の計画自体も内容は変えていくという理解でよろしいんでしょか。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 28 分 休憩

午前 11 時 32 分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の宮田均君の質問に御答弁願います。

8 番岡本俊君。

8 番（岡本俊君） -登壇-

北海道開発局は基本的にもを前文に書いてありますとおり、現在、河川の維持や道路の維持などを防災体制含めて仕事をしてをおります。

イメージ的に、僕のイメージ的には北海道開発というふうなことになるとうと、逆に言えば、森林を伐採したり、自然環境を破壊するというイメージが、宮田議員にはあるかもしれませんが、決してそういうことを意図しているわけではなくて、今のある私たちの生活道路含めて維持管理することも重要な仕事と理解しておるところでございますので、その点、御理解願いたいと思います。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

閉 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で本日の日程を終わり、本臨時会の案件はすべて終了いたしました。

これをもって、平成 20 年第 3 回富良野市議会臨時会を閉会いたします。

午前 11 時 34 分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 20 年 10 月 23 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 岡 本 俊

署名議員 穴 戸 義 美